

## 確定申告を間違えた場合

**Q** : 所得税の申告は済ませましたが、間違っていることに気がつきました。どうしたらいいですか？

**A** : 税額を少なく申告していた場合は修正申告、多く申告していた場合には更正の請求という手続きをします。

### 【解説】

すでに提出した確定申告書に記載した金額が次のように間違っている場合には、税務署からの更正の通知があるまでは、いつでも、申告書を修正する修正申告書を提出することができます。

- ① 納める税額に不足がある場合
- ② 純損失の金額などが多すぎる場合
- ③ 還付される税金の金額が多すぎる場合
- ④ 納める税金があつたにもかかわらず、税額を記載しなかった場合

また、申告書に記載した金額が税法の定めに従っていなかったり、次に該当するような場合には申告期限から1年以内に限り、申告額を訂正する更正の請求をすることができます。

- ① 納める税金として記載した税額が多すぎる場合
- ② 純損失の金額などが少なすぎた場合や純損失の金額などを記載しなかった場合
- ③ 確定申告書に還付される税金として記載した金額が少なすぎた場合や還付される税金としての金額の記載がなかった場合

